

## 税金の本質

### —そもそも税金は必要か?—

経営管理研究科 教授

太齋 利幸

### 【要約】

税金にはどのようなものがあるのか。そもそも税金とは何なのか。そして、その必要性、役割は何なのかを明らかにし、税金と国債の関係について掘り下げていく。その際アメリカから伝わった MMT という現代貨幣理論について触れる。最後に、今話題となっている消費税について深く掘り下げ、その可否について考察する。

### 【キーワード】

ビルトイン・スタビライザー、国債、スペンディング・ファースト、MMT、消費税、プライマリー・バランス

### 【目次】

- 1 はじめに
- 2 税金の税目と内訳
- 3 税金の役割
- 4 税金と国債
- 5 消費税の本質
- 6 おわりに

### 1 はじめに

昨今、「失われた 30 年」という声をたびたび聞くようになった。GDP が伸びず、サラリーマンの年収が微減しているなど、日本経済が疲弊し、多くの日本国民が苦境にあえいでいる。特に最近は物価が上がりさらに厳しい状況が続いているため、減税論が大きく浮上している。しかし、自公政権は断固としてこれを受け入れないどころか、さらなる増税を目論んでいた。話題の中心は、「消費税」といわゆる「ガソリン暫定税」だが、それ以外にも不必要と思われる税金は複数存在する。そこで、税金にはどのようなものがあるのか? どのような役割を果たしているのか? なぜ必要なのか? といった税金の本質について考察していきたい。最後に特に重要と思われる「消費税」について深く検討していく。

## 税金の本質

## 2 税金の税目と内訳

## (1) 国税と地方税の税目

この国にはたくさんの税金が存在するが、その税目を整理すると以下の通りである。

図表1 国税・地方税の税目

	国税	地方税
所得課税	所得税、法人税、地方法人税、特別法人事業税、復興特別所得税、森林環境税	住民税、事業税
資産課税等	相続税・贈与税、登録免許税、印紙税	不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税、法定外普通税、事業所税、都市計画税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税、国民健康保険税、法定外目的税
消費課税	消費税、酒税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、航空機燃料税、石油石炭税、電源開発促進税、自動車重量税、国際観光旅客税、関税、とん税、特別とん税	地方消費税、地方たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割・種別割）、鉱区税、狩猟税、鉱産税、入湯税

出所 財務省資料をもとに筆者作成

上記のように47もの税金がある。ただし、特別土地保有税について現在課税は停止されている。これらを一つ一つ解説していくと膨大な量になるのでここでは控えるが、筆者が初めて知った「とん税と特別とん税」について簡単に解説する。とん税・特別とん税とは、外国貿易船の開港への入港に対し、純トン数に応じて課される国税である。このうち、特別とん税については、国が徴収した全額が、地方譲与税として開港所在市町村（東京都の特別区の場合は東京都）に譲与される仕組みとなっている。税率は2種類あり、開港への入港毎に納付する「都度納付」（とん税16円、特別とん税20円）と、開港ごとに1年分をまとめて納付する「一時納付」（とん税48円、特別とん税60円）がある。ただし、2020年以降の特別措置として、一時納付の場合は税率が半額（とん税24円、特別とん税30円）となっている（日本港湾協会、2020）。

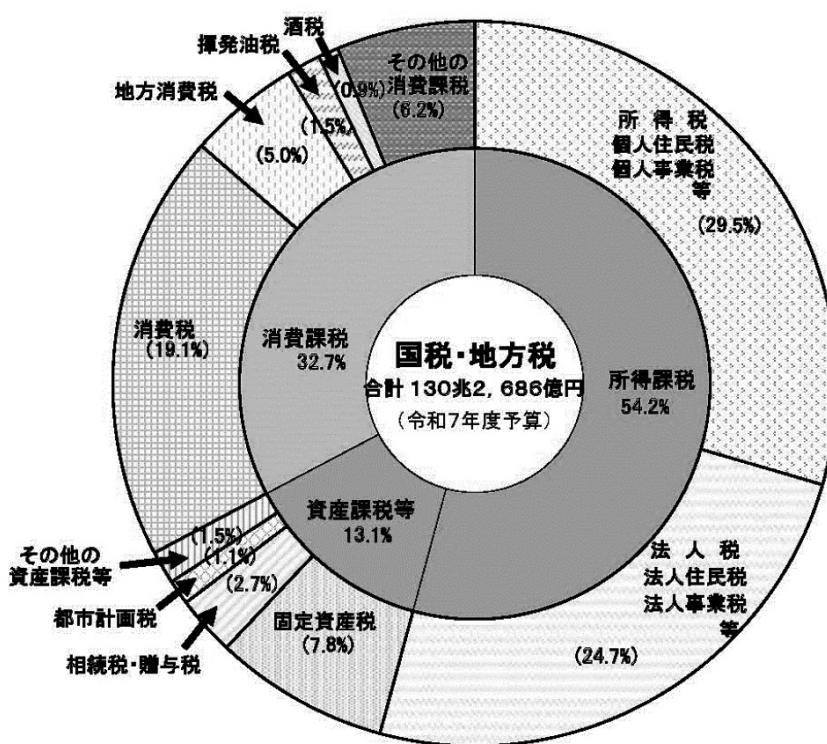
また、ちょっと意外だった「国民健康保険税」についても触れてみる。国民健康保険税？国民健康保険料ではないのか？と思っていた。実は、国民健康保険税は、国民健康保険の徴収方法の一つであり、国民健康保険税か国民健康保険料のいずれかの支払い方法を自治体が選択することになっている。そのため、加入者は自治体の決定に従ってどちらかを収めることになる。基になる法令が国民健康保険税は地方税法で、国民健康保険料は国民健康保険法であり、ポイントは、消滅時効の差である。国民健康保険税の消滅時効は5年で、国民健康保険料は2年となっている。そのため、多くの市区町村は、時効期間の長い国民健康保険税を採用している。国民健康保険の大きな特徴は、保険税の請求方法である。国民健康保険税は、加入者の所得に応じて一人ずつ計算し、世帯分の合計額を世帯主に請求する。ちなみに、世帯主が社会保険、家族が国民健康保険の場合、世帯主が国民健康保険に入っている

くとも、家族分の国民健康保険税の請求が世帯主に届くことになる（ライフスタイル、2022）。筆者は、今年の 7 月から社会保険から国民健康保険に変わったが、保険料の高さに驚いている。ちなみに足立区は国民健康保険料となっている。

もう 1 点、金融機関にいた時分から疑問に思っていた印紙税について触れておく。印紙税の課税根拠として、「文書作成行為の背後にある経済的利益に担税力を見出して課税する」とあるが、例えば、お客様から普通預金の入金として 1,000 円預かった時でも預り証（領収書）を出さなければならぬ。そしてこれには 200 円の印紙が必要となる。全く納得がいかなかった。1,000 円預かっただけで 200 円の利益が出るものかと。ただし、逃げ道？として、入金帳というものがあり、確かに 20 回分の預り証が発行でき、一冊につき 400 円の印紙で済んだのだ。いずれにしても印紙税に納得はしておらず、国はどんなところからでも税金を取ろうという姿勢が垣間見られた。

## （2）国税と地方税の内訳

図表2 国税・地方税の内訳



出所 財務省税の種類に関する資料

上図から内訳を見てみると、所得課税が 54.2% と最も多く、次が消費課税 32.7% と続き、資産課税等が 13.1% と最も少ない。所得課税の中でも個人の課税が法人の課税を上回っている。消費税も考慮すると、いかに個人消費が大きいかを物語っている。したがって、税収を増やすには個人の所得を増やす必要がある。にも拘らず、この 30 年以上個人の所得が増えていないのは日本の大問題といえる。原因として言われているのは、緊縮財政である。至急、積極財政に転換してほしいものである。

ところで、資産課税等の等とは、相続税・贈与税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税、登録免許税、印紙税といった本来の資産課税に加えて、自動車税、軽自動車税、事業所税、宅地開発税な

## 税金の本質

どが含まれ、これらが等に当たる。厳密にいうと、自動車税、軽自動車税の種別割が資産課税で、環境性能割は消費課税となっている。図表1についてはそのように読み直してほしい。

### 3 税金の役割

#### (1) 税金とは

そもそも税金とは何か？国税庁のホームページには次のように書いてある。

「私たちが納めた税金は、国民の『健康で豊かな生活』を実現するために、国や地方公共団体が行う活動の財源となるのです。私たちは一人では生きていけません。税は、私たちが社会で生活していくための、いわば『会費』といえるでしょう」（国税庁、2025）。

つまり、同好会とか自治会とか、人が集まって何か団体をつくると、連絡や会議などで必ず費用が掛かる。そこで、同好会や自治会ではその費用を貯うために会費を徴収するわけだが、税金もそれと同じだという説明である。確かに、警察、消防、道路、水道、あるいは福祉、教育など、国や地方公共団体が行っている公共サービスには多額の費用が掛かっている。私たちは、それらのサービスを利用する都度費用を払うわけではないので、まとめて会費のようなものとして税金を納めていると考えられる。

また、憲法第30条には「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ」と定められており、国や地方公共団体が「会費」のようなものを「強制的に徴収」できる。従って、たとえ不公平感や疑問を感じたとしても、税金を納めなくてはならないのである（梅田、2021）。

#### (2) 税金の役割

##### ① 公共サービスの資金調達

税金は、国や地方公共団体が提供する警察、消防、教育、医療、道路や上下水道などのインフラを維持・運営するための主要な財源と言われている。ただし、この財源論については後半に国債との絡みで考察する。

##### ② 所得の再分配

税金は、所得再分配の手段として機能する。所得税や相続税などの累進課税制度によって、所得や資産に応じた負担を求め、低所得者層へ社会保障や福祉サービスとして再分配される。これにより、社会全体の貧富の格差を縮め、貧困による治安悪化や医療アクセスの問題などを防ぐ役割を果たす。

##### ③ 景気の調整

税金は、経済の過熱や冷え込みを調整する役割を持っている。好況期には税収増により消費を抑制してインフレを防ぎ、不況期には税負担を緩和して消費や投資を促すことで経済を安定化させる。いわば、景気の自動調整装置のような役割で、このメカニズムを「ビルトイン・スタビライザー」と呼ぶ。

##### ④ 政策の手段

税金は、国や自治体が社会政策を実行する手段としても使われる。例えば、少子化対策としての税制優遇、健康促進のためのたばこ税や、環境保護を促す森林環境税など、税を通じて国民の行動を誘導することが可能となる（梅田、2021）。ただし、森林を伐採し、ソーラーパネルを敷き詰めている現状での森林環境税については廃止を求める。もちろん、再エネ賦課金も

廃止一括である。

## 4 税金と国債

### (1) 国債とは

国債とは国の発行する債券であり、国債の発行は、法律で定められた発行根拠に基づいて行われており、大別すると普通国債と財政投融資特別会計国債（財投債）に区分される。

#### ① 普通国債

普通国債には建設国債、特例国債、復興債、脱炭素成長型経済構造移行債（GX 経済移行債）、子ども・子育て支援特例公債（子ども特例債）、及び借換債があり、普通国債の償還・償還財源は主として税財源等により賄われている。

建設国債及び特例国債は一般会計において発行され、その発行収入金は一般会計の歳入の一部となる。他方、復興債は東日本大震災復興特別会計において、GX 経済移行債はエネルギー対策特別会計において、子ども特例債は子ども・子育て支援特別会計（令和 6 年度は年金特別会計）において、借換債は国債整理基金特別会計において発行され、その発行収入金はそれぞれの特別会計の歳入の一部となる。

- ・建設国債…財政法第 4 条第 1 項ただし書きに基づき、公共事業費、出資金及び貸付金の財源を調達するために発行される。
- ・特例国債（赤字国債）…建設国債を発行してもなお歳入が不足すると見込まれる場合に、公共事業費等以外の歳出に充てる財源を調達することを目的として、特別の法律に基づき発行される。
- ・復興債…東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法に基づき、復興のための施策に必要な財源となる税収入が入るまでのつなぎとして、平成 23 年度から令和 7 年度まで発行される。
- ・脱炭素成長型経済構造移行債（GX 経済移行債）…脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律に基づき、「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」の実現に向けた先行投資を支援するため、カーボンプライシング導入の結果として得られる将来の財源の裏付けとして、令和 5 年度から令和 14 年度まで発行される。
- ・子ども・子育て支援特例国債（子ども特例債）…「子ども・子育て支援法」に基づき、子ども・子育て政策の抜本的な強化に当たり、安定財源を確保するまでのつなぎとして、令和 6 年度から令和 10 年度まで発行される。
- ・借換債…特別会計に関する法律に基づき、普通国債の償還額の一部を借り換える資金を調達するために発行される。

#### ② 財政投融資特別会計国債（財投債）

財投債は、財政融資資金において運用の財源に充てるために発行され、その発行収入金は財政投融資特別会計の歳入の一部となる。ただし、財投債は、その償還や利払いが財政融資資金の貸付回収金により行われているという点で、主として税財源等を償還財源とする普通国債とは異なる（財務省、2025）。

## 税金の本質

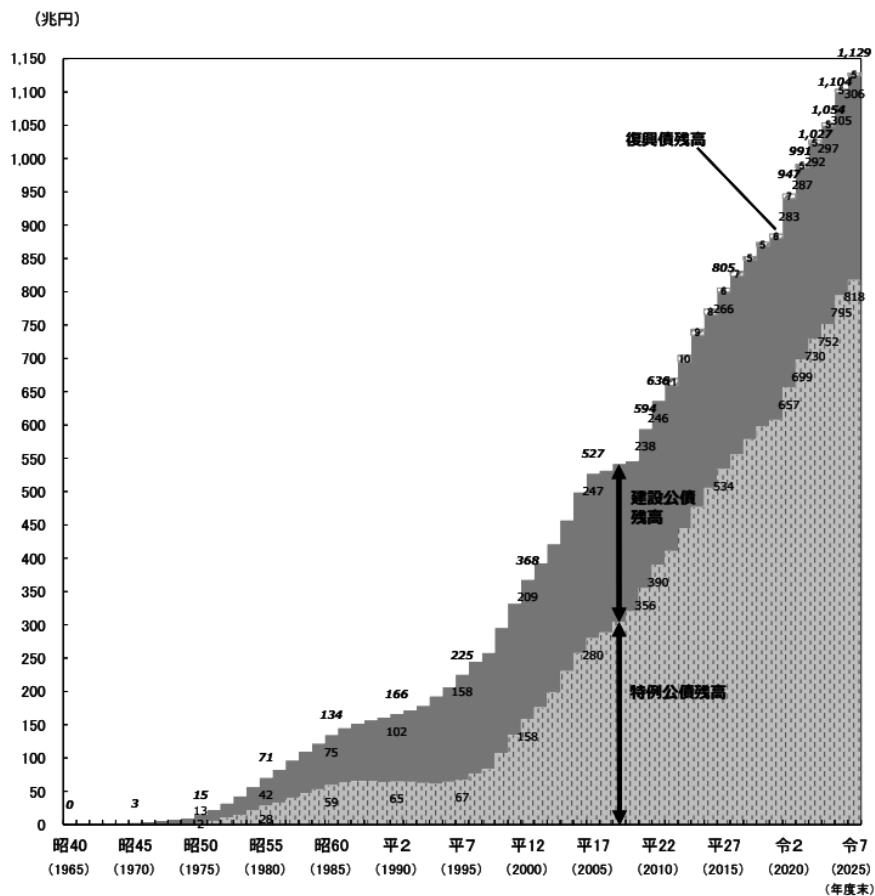
**(2) 税金と国債の関係**

まず、期首にはまだ日本政府に税金は入ってこないため、国債を発行して事業で使われる資金を生み出す。その後、税金を徴収した後国債を償還するというのが一般的な流れとなる。つまり、まずは国債の発行が先にあり、のちに税金で返済するのである。これをスペンディング・ファーストという。予算執行のプロセスは、まず政府の支出ありきなのである。この具体例を挙げると、日本政府が期首に 1,000 億円のインフラ整備事業を行う際、まず日本政府は国債を 1,000 億円分発行し、市中銀行から 1,000 億円分の日銀当座預金を借りる。この日銀当座預金とは、銀行や政府などが持つ「日本銀行の口座」の当座預金のことであり、一般の企業や我々普通の国民は持つことはできない。さて、日本政府は、インフラ整備を受注した会社に借り入れた日銀当座預金を担保に政府小切手を発行し代金を支払う。ここで、1,000 億円のおカネが実質発行されることになる。そこで、仕事を引き受けた会社は、そのままで使えない 1,000 億円分の政府小切手を民間の取引銀行に持ち込む。すると銀行は、政府小切手という借用証書と引き換えに、会社の通帳へ 1,000 億円の記帳（当座預金ないし普通預金への入金）をすることになる。そして、会社はそのおカネを使い、従業員に給料を支払ったり、下請け会社に代金を支払うことができる。つまり、この時点で、家計や企業の銀行預金が増えるのである。このようにして、日本政府が国債を発行して事業を行うことによって、民間（家計や企業）の所得（預金）が増えるのである。つまり、政府の負債は民間の資産となる。さて、先の取引銀行が、会社から持ち込まれた 1,000 億円の政府小切手を日銀に持ち込むとどうなるか。これは、その銀行が持っている日銀当座預金に入金となる（三橋, 2025）。つまり、日銀としては±0 となるのである。こうなると残るのは国債であり、この国債を償還するために税金が必要というのが一般的な考え方である。

**(3) 国債の残高**

さて、その国債を償還する必要があるのか？という疑問が筆者にはある。現実として、われわれ国民から税金を徴収して国債を償還しているのは事実である。しかし、下図の通り、国債の残高は年々増加している。

図表 3 普通国債残高の推移



出所 財務省「普通国債残高の累増」をもとに筆者作成

このように年々国債の残高が増加しているため、「日本は国の借金で破綻する」という財政破綻論がまことしやかに伝えられてきた。しかし、最近ではそれが間違いだということが徐々に国民に知られるようになってきた。それが明らかになったのは、令和2年のコロナ騒動による特別定額給付金一人当たり10万円が配られたときである。その際、国債を当初予算より99.8兆円も多く発行したのだが、何の問題も起きなかった。むしろ、国債を発行することによって国民一人当たり10万円の預金が増えた。つまり、政府の負債（赤字）は国民の資産（黒字）となることがわかつってしまったのである。また、「国債の残高が増えると国際的に信用を失い、金利が上がり債券価格が暴落する」とも言われてきた。しかし、日本の長期金利はこの10年以上ゼロ付近で推移している（ただし、最近は若干金利が上昇傾向にある）。具体的には、図表3の通り、日本政府は1975年と比較し、国債の残高を75倍以上に増やしたにもかかわらず、長期金利は急騰するどころか、逆に急落している。デフレ継続で民間企業などの資金需要が乏しく、かつインフレ予想ならぬデフレ予想が蔓延している状況で、金利が上がるはずはない。ということは、国債の残高が金利に与える影響は少ないといえる。

それでは、日本に税金は必要がないのか？もちろん否である。前にも記したように、税金には4つの役割がある。特に以下の3つが重要である。1つ目は、埋め込まれた景気の安定化装置（ビルトイン・スタビライザー）としての機能。好景気の時期には徴税を増やし、可処分所得を減らすことで

## 税金の本質

景気を鎮静化させる。逆に、不景気の時期には徴税を減らし、可処分所得を増やすことで景気を回復させる。2つ目は、格差縮小を目的とした所得再分配。高所得者層から税金を徴収し、低所得者層あるいは「国民」向けの公共サービスに支出することで、格差を是正し、社会を安定化させるのである。国内の所得格差が縮小し、国民生活が安定化すると、高所得者層も「安心して暮らせる」という形でメリットを享受できる。3つ目が「財源」である。厳密には、「政府が財源というお題目で『日本円』での税金の支払いを求め、さらに公共サービスや公共投資の支出を『日本円』で行い、日本国内では日本円以外の通貨の流通を制限する」となる。政府が支出の財源を建前に徴税する際に、通貨を「日本円」に限定するのである。結果的に、日本国内では日本円のみが通貨として流通する。国民は、国内で複数の通貨を使用する不便さから解放されることになる。このように税金は必要であり、無税国家になるべきではないのである（三橋、2025）。だからといって増税増税で国債の償還を促進することがいいのかというとこれまた否である。

## (4) MMT

今まで述べてきたことの下地になっていると思われるのが MMT（現代貨幣理論）である。ここで、MMT の基本的なことを紹介する。まずは基本理論だが、

- ① 自国通貨を持つ政府は、財政的な予算制約に直面することはない。

日本円建ての国債しか発行しておらず、自国通貨を持つ日本政府が財政破綻することはない。ただし、「財政的な予算制約がない」と言っているに過ぎず、政府は「無限に国債を発行できる」とは主張していない。政府の国債発行には上限がある。それが②である。

- ② すべての経済は、生産と需要について実物的あるいは環境的な限界がある。

これは、「政府におカネ的な制約がなかったとしても、供給能力の不足によるインフレ率が限界になる」と言い換えられる。2024年の日本の名目GDPは、約609兆円である。つまりは、609兆円の需要があり、生産がなされていることになる。モノやサービスの生産ができなければ、需要（消費、投資）として支出することは不可能である。一方、日本の労働力や設備が100%稼働し、フル生産された場合の仮定的なモノやサービスの総額を潜在GDPと呼ぶ。これが「本来の供給能力」である。政府の国債発行、財政出動が過大で、供給能力の不足に拍車がかかると、インフレ率が健全な水準を上回っているにもかかわらず、政府が財政的な予算制約がないとばかりに国債発行や財政支出を拡大すれば、インフレ率はさらに高騰する。つまりは、国債発行や財政支出の限界は「インフレ率」であり、政府の負債の絶対額ではないのである。

- ③ 政府の赤字は、その他の経済主体の黒字

誰かの資産は、誰かの負債。前に記したように、政府が国債を発行すると、我々民間の企業や個人の預金が増えるのである。このおカネの発行の仕組みを正しく踏まえているところが MMT の貨幣観の肝である。現代社会の主たるおカネである預金は、誰かの借入により発行される。通俗観念としては「銀行が預金を集めて、貸し出す」と考えられているが、逆である（三橋、2025）。

以上から、MMT の考え方を信じるならば、政府は国債の残高をそれほど気にすることなく、インフレ率を考慮しながら国債の発行をし、いわゆる積極財政を行い日本の景気を良くしてほしい。一方で、庶民を苦しめている税負担を軽減すべく、減税を行ってほしいものである。特に消費税については個人的には問題ありと思っているので次に詳しく説明したい。

## 5 消費税の本質

### (1) 消費税導入の経緯

消費税導入の発端は、1979年に発足した大平正芳内閣である。彼は、「政府の機能、役割、規制、経済への介入は可能な限り小さくすべき」という「小さな政府論者」であった。緊縮財政、規制緩和、自由貿易という3つのパッケージからなるグローバリズム的な考えである。また、その少し前、1978年12月、税率5%、年商1,000万円未満は除外するという一般消費税構想が土光敏夫会長の経団連税制特別部会により打ち出されていたのである。その後、鈴木善幸内閣、中曾根康弘内閣、竹下登内閣と続き、1989年4月に消費税3%が導入された。その前の中曾根内閣の時、税制改革として「大型間接税導入」と「マル優廢止」の問題が1986年の衆参同時選挙で採り上げられた。選挙期間中の総理の演説では否定していたものの、300人を超える当選があると手のひらを返したように売上税を推進したため、国民からの大反対にあい売上税の提案を引っ込めることになった。国民の反撃にあって大平内閣が一般消費税、中曾根内閣が売上税と、大型間接税の導入に再三にわたって失敗したにもかかわらず、竹下内閣はまた、大型間接税の創設を中心とする「抜本的税制改革」の実施に執念を燃やした。その根拠としては、「高齢化社会の財源」「不公平の是正」「減税財源論」の3つが挙げられた。しかし、いずれも根拠薄弱である（加藤睦夫, 1989）。おそらくそれらの根底にあるのは「プール理論」であろう。人類の多くは世界に「おカネのプールがある」という理解になっている。おカネがモノであると仮定すると、「モノとしてのおカネ」をかき集め、仮想的なプールを構築することができる。プールのおカネの量が一定であるという前提に立つと、「銀行は、どこからおカネを調達し、我々に貸している」「政府が国債発行でおカネを借りると金利が急騰する」「国の借金（政府の負債）は、将来的な税金で返すしかない」「おカネの量を増やすとハイパーインフレーションになる」「日本人のおカネ持ちが資産を海外に移すと、国債を買うおカネが無くなり破綻する」といった認識を持つに至ってしまう。おカネは実態があるものではない。ただの債務と債権の記録であり、単なるデータである（三橋, 2025）。実は筆者も当初はプール理論を信じていた。

しかし、竹下内閣の執念で消費税が導入されるに至り、これが日本国民にとっては、諸悪の根源であった。その後、3%→5%、5%→8%、8%→10%と3度も増税されたが、何故増税がなされたかというと、多くのエコノミストが賛成したからである。一つの例を挙げると、政府が消費増税の判断に先立ち、2013年に60名の経済学者、エコノミスト等の有識者を招聘し、2014年の消費税8%への増税についての意見を聴取したところ、実に9割近くが賛成を表明した。理由としては2点、「増税によるプライマリー・バランス（PB）の改善が、財政再建のため必要だから」「増税の影響は軽微だから」である。1点目は仮にPBの改善をするにしても、増税ではなく、GDPの増加でやるべきであり、2点目は、消費増税のインパクトは大きく、「3年殺し」などといわれるほどである（藤井, 2017）。

### (2) 消費税とは

それでは消費税とはどういうものなのかを説明する。国税庁のホームページによると、消費税とは、特定の物品やサービスに課税する個別消費税（酒税・たばこ税等）とは異なり、消費一般に広く公平に課税する間接税である。消費税が課税される取引には、併せて地方消費税も課税される。ほぼ全ての国内における商品の販売、サービスの提供等および保税地域から引き取られる外国貨物を課税の対象とし、取引の各段階ごとに標準税率10パーセント（うち2.2パーセントは地方消費税）、軽減税

## 税金の本質

率8パーセント（うち1.76パーセントは地方消費税）の税率で課税される。なお、消費税の消費一般に広く公平に負担を求める税の性格からみて、課税の対象になじまないものや社会政策的な配慮から課税することが適当でない一定の取引については、消費税を課税しない非課税取引とされている。また、生産、流通の各段階で二重、三重に税が課されることのないよう、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除し、税が累積しないしくみとなっており、この課税仕入れ等に係る消費税額を控除することを「仕入税額控除」という（国税庁、2025）。

消費税の計算方式を簡単に図式化すると以下のようになる。

図表4 消費税計算方式

課税売上		
利益	非課税仕入	課税仕入

※消費税率10%の場合、消費税率は「課税売上÷110×10-課税仕入÷110×10」

つまり、「(利益+非課税仕入)÷110×10」となる。

出所 筆者作成

内容からすると、付加価値税とした方が正しいと思われる。

### （3）消費税は直接税

ここで多くの日本国民が勘違いさせられている消費税の本質について触れてみる。消費税は直間比率の是正という名目で導入された。しかし、消費税は間接税ではなく、直接税なのである。ここで改めて直接税と間接税の定義をしておく。直接税とは、税金を納める義務のある人（納税者あるいは徴収義務者）と、税金を負担する人（担税者あるいは納税義務者）が同一である税金であり、間接税とは、税金を納める義務のある人（納税者あるいは徴収義務者）と、税金を負担する人（担税者あるいは納税義務者）が異なる税金である。統いて『消費税法第5条、事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等（略）につき、この法律により、消費税を納める義務がある。』実は、消費税法には「消費者」という言葉は登場しない。つまり、消費税の納税義務者は消費者ではなく、「事業者」なのである。ゆえに、消費税は直接税なのである。ちなみに入湯税は、我々が納税義務者として支払った入湯税を温泉事業者が預かり、徴収義務者として税務署に納税する。間違なく間接税である（三橋、2025）。

結局、消費税が導入されたことにより、事業者が支払われる消費税率分を価格に上乗せし、我々が購入していることになっている。もちろん、事業者は消費税分を価格に上乗せしないで販売することも可能なのではあるが、ほとんどしていないであろう。ここで気になるのは、いくつかの政党が、「食品の消費税を1年間とか2年間廃止する」という提案が見られるが、果たして減税効果が見られるのだろうか？本当に食品の価格が下がるのだろうか？疑問の声ちらほら聞こえてくる。何故かというと、野菜や魚、肉などの生鮮食料品の価格は日々変動しており、本当に消費税分10%を引き下げたかどうかがわからないからである（レシートに消費税の表示をしないで済むだけ）。また、それ

らを仕入れて営業する飲食店では価格を下げないと顧客からクレームが出たり来客数が減る可能性もあり、死活問題となるので、個人的には反対の立場を支持する。

#### （4）消費税は必要か

消費税についてはこのようなあまり好ましくない現状が浮き彫りになってきた。また、消費税はGDPに対する罰金とか、家計支出に対する罰金とも言われている。この消費税に関しては、経済成長率（実質GDP成長率）が1997年度、2014年度、2019年度にマイナスとなっており、これは消費増税によるものであるといえる。さらには、家計最終消費支出も同じようにマイナスとなっている。ここから判断すると、消費税がいかに日本経済に悪影響を及ぼしているかが読み取れる（三橋、2025）。

財務省は安定財源である消費税を減税する気は全くなく、それどころか増税を目論んでいる。前にも記した通り、財源は国債発行であり、インフレ率を考慮すればある程度の国債発行は問題はないわけで、筆者としては、消費税の廃止を願いたい。逆に、消費税廃止による景気の回復で税収が増えるとの予測も立つので是非とも消費税の廃止を実現してほしいものである。

## 6 おわりに

多くの日本国民の頭痛の種、税金とはどのようなものなのか、その本質について詳しく述べてきた。特に国債との関係について詳しく記したつもりである。なぜなら、政治家や官僚、経済学者をはじめ多くの国民が正しい理解をしていないからである。実際、この30年ほどデフレ状態が続いたのはこのためで、政府はプライマリー・バランスの黒字化を目標に緊縮財政と消費税増税を行ってきた。緊縮財政=国債発行減なので、民間におカネが回らないことになり、その上増税となっては国民が貧困化するのは当然である。残念ながら、それが現状である。本文にも記したが、政府の負債（国債発行）は国民の資産（預金）となる。したがって、政府はもっと積極財政を行い、さらには、消費税をはじめとする減税を行い、国民の単なる所得だけでなく、可処分所得を増やす政策をとっていただきたい。幸い、国民も現状がおかしいと気づき始め、政権も変わったので、新政権には積極財政と減税を実施していただき、日本国民を豊かにして、世界に誇れる立派な国に導いてほしい。

### 【参考文献】

- ・梅田泰宏（2021）『これだけは知っておきたい「税金」のしくみとルール』フォレスト出版 .36.38.40 – 43 頁。
- ・加藤睦夫（1989）『日本の税制 歴史・理論・改革』大月書店 .255 – 268 頁。
- ・国税庁ホームページ「消費税」  
[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/01\\_3.htm](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/01_3.htm) (2025.10.20 閲覧)
- ・国税庁ホームページ「税の学習コーナー 税のしくみ 税の意義と役割」  
<https://www.nta.go.jp/taxes/kids/hatten/page01.htm> (2025.10.6 閲覧)
- ・財務省ホームページ「国債とは」  
<https://www.mof.go.jp/jgbs/summry/Kokusai.html> (2025.10.6 閲覧)
- ・財務省ホームページ「税の種類に関する資料」

## 税金の本質

<https://www.mof.go.jp/tax-policy/summary/condition/a01.htm> (2025.10.4 閲覧)

- ・日本港湾協会 (2020.11) 「港湾用語の基礎知識 とん税・特別とん税」

[https://www.phaj.or.jp/distribution/lib/basic\\_knowledge/kiso202011.pdf](https://www.phaj.or.jp/distribution/lib/basic_knowledge/kiso202011.pdf) (2025.10.4 閲覧)

- ・藤井聰 (2017) 『プライマリー・バランス亡国論』 育鵬社 .62 – 63.66 – 67.72 – 75 頁。

- ・三橋貴明 (2023) 『経済大国ニッポンの不自然な没落』 経営科学出版 38 – 44 頁。

- ・三橋貴明 (2025) 『消費税の大ウソ』 経営科学出版 .51.19 – 22 頁。

- ・三橋貴明 (2025) 『知識ゼロからわかる MMT 入門』 経営科学出版 .98 – 102.134 – 136.113 – 131.110 – 112 頁。

- ・ライフスタイル (2022.06.30) 「国民健康保険税って何?覚えておきたい社会保険との違いと税額の算出方法」 <https://dime.jp/genre/1411779/> (2025.10.4 閲覧)